

第54回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

- 日時** 2019年6月27日(木曜日)午前10時
- 場所** 東京都目黒区三田一丁目4番1号
(恵比寿ガーデンプレイス内)
ウェスティンホテル東京
地下2階 スタールーム
※ 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

CONTENTS

■ 第54回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 監査役4名選任の件 (添付書類)	6
■ 事業報告	10
■ 連結計算書類	26
■ 計算書類	29
■ 監査報告書	32

株主総会ご出席の株主さまへのお土産は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

Good luck. Good life.

SANKYO

株式会社 SANKYO

証券コード 6417

東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

株式会社 SANKYO

(登記社名 株式会社三共)

代表取締役社長 筒井 公久

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2019年6月26日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|--------|---|
| ① 日時 | 2019年6月27日（木曜日）午前10時 |
| ② 場所 | 東京都目黒区三田一丁目4番1号（恵比寿ガーデンプレイス内）
ウェスティンホテル東京 地下2階 スタールーム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| ③ 目的事項 | 報告事項 <ul style="list-style-type: none">① 第54期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件② 第54期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| | 決議事項 <ul style="list-style-type: none">第1号議案 剰余金の処分の件第2号議案 監査役4名選任の件 |

以上

議決権行使についてのご案内



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

開催日時 2019年6月27日(木曜日) 午前10時



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2019年6月26日(水曜日) 午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2019年6月26日(水曜日) 午後6時まで

次ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

- 代理人により議決権を行使される場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主さま1名にご出席いただけます。その際は、代理権を証する委任状を議決権行使書用紙と合わせてご提出ください。
- 第54回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第19条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.sankyo-fever.co.jp/corporate/ir/meeting.html>) において掲載しておりますので、第54回定時株主総会招集ご通知には記載していません。従いまして、第54回定時株主総会招集ご通知に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ (<https://www.sankyo-fever.co.jp/corporate/ir/meeting.html>) において掲載することにより、お知らせいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

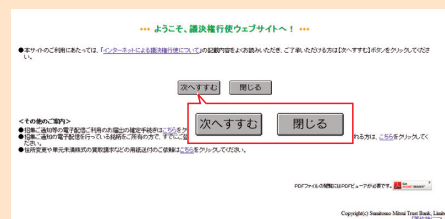
なお、携帯電話専用サイトはご利用になれませんのでご了承ください。

2. 議決権行使のお取扱いについて

- 1 インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 2 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の2019年6月26日（水曜日）午後6時までとなっておりますが、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。
- 3 インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 4 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダー及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

アクセス手順のご案内

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス 「次へすすむ」をクリック



3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- 1 パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取扱いください。
- 2 パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 3 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

- 2 ログインする**
お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

- 3 パスワードの入力**
お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- 1** 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031
(受付時間 9:00～21:00)

- 2** その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。
- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主さま
お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
 - イ. 証券会社に口座のない株主さま
(特別口座をお持ちの株主さま)
三井住友信託銀行 証券代行部
[電話] 0120 (782) 031
(受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

※ 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合

には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、株主の皆さまへの利益の還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけております。配当政策につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向25%を目安とした利益配分指針とし、配当の継続的な増加を目指してまいります。

内部留保金につきましては、商品開発・設備投資・販売の強化等に有効に活用し、業績の一層の向上に努めるとともに、自己株式の取得につきましては、資本効率の向上を勘案した上で判断してまいります。

第54期の期末配当につきましては、1株につき75円とさせていただきます。これにより、中間配当金75円を加えた年間配当金は、1株につき150円となり、連結配当性向は91.0%となりますが、上記方針に加え、安定配当の観点から年間配当は据え置きたく存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金75円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、6,088,162,950円となります。

これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき金150円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役4名選任の件

現監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

新任候補者

● 略歴及び地位

2008年4月 当社内部監査室長
2015年4月 当社管理本部 総務部長
2019年4月 当社顧問（現任）
（現在に至る）

お お く ぼ た か ふ み
大久保 隆史

生年月日 1958年3月12日生

所有する当社株式の数 700株

- (注) 1.大久保隆史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.大久保隆史氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

候補者番号

2

再任候補者

い し や ま と し あ き
石 山 俊 明

生年月日 1956年9月17日生

所有する当社株式の数 5,000株

● 略歴及び地位

1994年6月 当社監査役（現任）

2012年1月 野田典義税理士事務所入所（現任）
（現在に至る）

● 重要な兼職の状況

株式会社三共クリエイト 監査役

インターナショナル・カード・システム株式会社 監査役

(注) 1.石山俊明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.当社は石山俊明氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

3

再任候補者

社外監査役候補者

独立役員候補者

● 略歴及び地位

1982年 4月 窪田司法書士事務所入所
1992年12月 司法書士登録、真田司法書士事務所所長（現任）
2003年 6月 当社監査役（現任）
（現在に至る）

さ な だ よ し ろ う
真 田 芳 郎

生年月日 1957年5月8日生

所有する当社株式の数 1,000株

● 社外監査役候補者とした理由

真田芳郎氏につきましては、長年の司法書士として培われた法律知識を監査役に就任された場合に、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、当社社外監査役となる以外の方法では、直接企業経営に関与された経験はありませんが、司法書士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。また、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって16年間であります。

- (注) 1.真田芳郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.真田芳郎氏は、社外監査役の候補者であります。同氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
- 3.当社は真田芳郎氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

4

再任候補者

社外監査役候補者

独立役員候補者

● 略歴及び地位

1983年8月 野田進税理士・不動産鑑定士事務所入所
1984年3月 税理士登録
1986年8月 野田典義税理士事務所所長（現任）
2007年6月 当社監査役（現任）
（現在に至る）

の だ ふ み よ し
野 田 典 義

生年月日 1959年1月26日生

所有する当社株式の数 1,000株

● 社外監査役候補者とした理由

野田典義氏につきましては、長年の税理士として培われた会計知識を監査役に就任された場合に、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、当社社外監査役となる以外の方法では、直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士として企業会計に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。なお、同氏がこれまで当社の顧問税理士であったことはありません。また、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって12年間です。

- (注) 1.野田典義氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.野田典義氏は、社外監査役の候補者であります。同氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
- 3.当社は野田典義氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。

以上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績や雇用・所得環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調が継続する一方、諸外国の通商問題の影響、中国経済の減速など、先行き不透明な状況が続いております。

当パチンコ・パチスロ業界におきましては、2018年2月1日付で施行された「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則」(いわゆる改正遊技機規則)により、旧規則機と新規規則機の販売が混在する状況となりました。パチンコ機においては、改正遊技機規則により新たに認められた設定付きパチンコ機が登場し、話題を集めました。新規規則機への移行は最大2021年1月末まで猶予があることから、パチンコにおいては積極的に購入するまでには至っておらず、新規規則機の認知・普及は低調となっております。一方、パチスロ機においては、改正遊技機規則等が適用されたいわゆる6号機の販売タイトルが少なく、市場は盛り上がり欠けている状況です。

こうした中、当社グループでは旧規則機とともに、新規規則機も順次市場に投入し、パチンコ12タイトル(リユース機を除く)を販売いたしました。2018年8

月に設定付きパチンコ機の業界第1弾となる「フィーバー革命機ヴァルヴレイヴW」を発売し、さらに、パチンコメーカーの組合である日本遊技機工業組合(日工組)の内規改定により2019年2月から新たに設置が可能となった確率変動高継続タイプの遊技機においても、当社グループの看板タイトルである「エヴァンゲリオン～超暴走～」を他社に先駆けて発売するなど、当社グループの強みを発揮し、遊技機規則改正等の環境の変化にスピーディに対応することができました。一方、パチスロ機においては、6号機1タイトルを含む、5タイトルを販売いたしました。

損益面については、従来から取り組んでいた部品の共通化による原価低減や、商品開発の効率化、機種ごとのコスト管理の徹底による研究開発費の抑制などが奏功し、利益率の改善が進んだことで大幅な増益を果たすことができました。

以上の結果、連結売上高885億円(前期比2.7%増)、連結営業利益212億円(同109.1%増)、連結経常利益223億円(同97.0%増)、投資有価証券評価損等の特別損失の計上はあったものの、親会社株主に帰属する当期純利益は133億円(同141.1%増)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

セグメント別の業績

●パチンコ機関連事業

パチンコ機関連事業につきましては、2017年8月に発売したSANKYOブランドの「フィーバー戦姫絶唱シンフォギ

ア」のロングランヒットによる追加販売、「フィーバーパイオハザード リベレーションズ」(2018年11月)、「フィー

事業報告

バーマクロスフロンティア3」(2019年3月)などの旧規則機の販売が堅調に推移いたしました。新規則機については、Bistyブランドの「エヴァンゲリオン～超覚醒～」及び「エヴァンゲリオン～超暴走～」(2019年3月)、その他リユース機等を中心に、設定の搭載や新内規に対応した特徴的な



フィーバー バイオハザードリベレーションズ
©CAPCOM CO., LTD. ALL RIGHTS RESERVED.



エヴァンゲリオン～超暴走～
©カラー

●パチスロ機関連事業

パチスロ機関連事業につきましては、当社グループ初の6号機となるBistyブランドの「パチスロ エヴァンゲリオンAT777」(2019年2月)を発売し、パーラーにおいて6号機への入替機運が低調の中、1万台を超えるヒット商品となりました。しかしながら、厳しいマーケット環境を背景にその他商品の販売が振るわず、苦戦を強いられました。

以上の結果、売上高59億円(前期比46.5%減)、営業損失9億円(前連結会計年度は1億円の営業利益)、販売台数17千台となりました。

商品を発売いたしました。その結果、マーケットが少ロット化傾向にある中、バリエーション豊かな商品を提供し、前期を上回る販売台数を確保いたしました。

以上の結果、売上高757億円(前期比12.7%増)、営業利益268億円(同84.4%増)、販売台数196千台となりました。



パチスロトータル・イクリプス
©吉宗鋼紀・ixtl / テレビ東京 / オルタネイティヴ第一計画



パチスロ エヴァンゲリオンAT777
©カラー

●補給機器関連事業

補給機器関連事業につきましては、売上高62億円(前期比14.2%減)、営業利益4億円(同11.7%減)となりました。

●その他

その他につきましては、売上高5億円(前期比7.7%増)、営業損失3億円(前連結会計年度は4億円の営業損失)となりました。

企業集団のセグメント別売上高

セグメント	期 別	第53期 (2018年3月期)	第54期 (2019年3月期)	前期比 増減率 (△は減)
		金 額	金 額	
		百万円	百万円	%
パチンコ機関連事業		67,271	75,792	12.7
パチスロ機関連事業		11,172	5,979	△46.5
補給機器関連事業		7,246	6,214	△14.2
そ の 他		530	571	7.7
合 計		86,220	88,558	2.7

(注)上記数値はセグメント間の内部売上高又は振替高を控除して記載しておりますので、前述のセグメントの概況に記載の前期比増減率と相違する場合があります。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は24億円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度に完成した主要設備

当社治具工具（パチンコ機関連事業、パチスロ機関連事業）
新機種開発用金型

3. 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題としましては、主に以下の2点であります。

(1) 規制環境等の変化への迅速な対応

改正遊技機規則が施行され、市場に設置されているパチンコ・パチスロ遊技機が完全に新規則機に移行するまでの経過措置期間は残り2年を切る状況となりました。パチンコ・パチスロ業界は、改正遊技機規則により出玉性能を従来の3分の2程度に抑えた遊技機に移行することでのめり込みの抑制を図るほか、遊技機メーカー・パチンコパーラーを中心に依存症問題への対応として様々な取り組みを進めております。一方で、改正遊技機規則により出玉性能の制限基準が明確になったことから、遊技機メーカーがこれまで出玉制限を目的に行ってきた自主規制のうち必要性の薄れたもの

については緩和するなどの措置により、多様なゲーム性の遊技機が開発可能になっており、依存症問題への対応と並行して新規・休眠ファンにも手軽に楽しんでもらえるような、バラエティに富んだ商品開発に向けて創意工夫の余地が広がっております。当社グループでは2019年3月期におきまして、設定付きパチンコ及び日工組の内規改定による確率変動高継続タイプの商品などで他社に先行いたしました。今後も規制環境の変化の趣旨等を踏まえた上で、遊技金額を抑えつつ多様なゲーム性を有する商品を開発し、提供してまいります。

(2) 収益力強化に向けた取り組み

収益力強化の取り組みとして、引き続きパチンコ・パチスロの販売増・シェアアップ及びコストダウン等

事業報告

に注力してまいります。

厳しい市場環境下ではありますが、販売増・シェアアップにつきましては、前述の取り組みにより新規規程や自主規制の変更に準拠しつつ、新規性に富んだゲーム性の遊技機をいち早く市場投入し、販売増・シェアアップを図ってまいります。

また、コスト面では近年の販売の少ロット化傾向が続く中でも利益が出せるよう、原価低減及び開発費の

抑制に取り組んでおり、一定の成果が表れております。改正遊技機規則の施行後、新機種種の型式試験適合率が低い水準で推移しておりますが、今後は改善に向かうことも予想され、開発機種数が増加することも想定されます。引き続き開発期間の短縮化及び原価・費用などコスト配分にメリハリをつけ、商品ごとの損益管理を徹底することなどにより、利益率の改善に取り組んでまいります。

4. 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第51期	第52期	第53期	第54期
		(2016年3月期)	(2017年3月期)	(2018年3月期)	(2019年3月期)
売上高	(百万円)	137,130	81,455	86,220	88,558
営業利益	(百万円)	18,826	5,059	10,181	21,286
経常利益	(百万円)	19,965	3,832	11,319	22,300
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	10,485	1,777	5,550	13,384
1株当たり当期純利益	(円)	126.78	21.94	68.37	164.88
1株当たり配当額	(円)	150	150	150	150
(内1株当たり中間配当額)	(円)	75	75	75	75
配当性向(連結)	(%)	118.3	683.6	219.4	91.0
総資産額	(百万円)	414,183	390,585	396,291	399,585
純資産額	(百万円)	348,941	340,287	337,242	337,377
自己資本利益率	(%)	2.9	0.5	1.6	4.0

- (注) 1. 第51期は、のめり込み防止を目的とした自主規制の下、遊びやすい多様な遊技機の開発を業界全体で進める中、当社グループでは、新基準への速やかな対応を図り、様々な仕様・ゲーム性の機種を積極的に投入しましたが、新基準移行を前にした旧基準機の熾烈な販売競争や新基準移行後の需要の減少を受け、売上高は伸び悩みました。しかし、セールスマックスの変化・販売単価上昇による原価率の改善や、研究開発費・広告宣伝費の減少により営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益では、前期を上回りました。
2. 第52期は、パチンコにおいて「検定機と性能が異なる可能性のあるぱちんこ遊技機」の回収・撤去、パチスロにおいて「新基準に該当しない回胴式遊技機」の設置比率の順次引き下げを決定し、のめり込み防止などを目的とした自主規制に対応した新基準機への入替に業界を挙げて取り組みましたが、パチンコパーラーは新基準機の評価を見極めたいとの動きが強く、パチンコ、パチスロともに販売市場は低調に推移しました。当社グループでは、定番シリーズの販売が順調に推移したものの、市場全体の販売少ロット化の影響もあり、その他のタイトルは総じて苦戦を余儀なくされました。
3. 第53期は、改正遊技機規則が施行となり、旧規則の遊技機は順次、新規規則の遊技機に置き換わっていくこととなりましたが、新規規則に対応した遊技機の市場投入は始まっておらず、パチンコパーラーは既存の遊技機の設置機種構成見直しの判断を先送りしたため、販売市場は低調に推移しました。当社グループでは、「フイバー戦姫絶唱シンフォギア」がロングランヒットとなったことがブランド力向上にもつながり、売上、損益ともに回復基調が顕著となりました。
4. 第54期の営業成績については、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

5. 主要な事業内容

遊技機（パチンコ機、パチスロ機）の製造及び販売
 補給機器等の設計施工及び販売

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1)親会社との関係

該当事項はありません。

(2)重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社三共エクセル	250	100	合成樹脂製品、電子部品の製造販売
株式会社ビスティ	500	100	遊技機の製造販売
株式会社三共クリエイト	24	100	不動産業
インターナショナル・カード・システム株式会社	151	100	遊技機関連製品・部品販売
株式会社ジェイビー	364	100	遊技機の製造販売

事業報告

7. 企業集団の主要拠点等

会社名	名称	所在地
(株)SANKYO	本社	東京都渋谷区
	三和工場	群馬県伊勢崎市
	札幌支店	北海道札幌市豊平区
	仙台支店	宮城県仙台市太白区
	北関東支店	群馬県高崎市
	東京支店	東京都台東区
	横浜支店	神奈川県横浜市西区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中川区
	大阪支店	大阪府大阪市浪速区
	広島支店	広島県広島市中区
	福岡支店	福岡県福岡市博多区
	(注) 上記の他、営業所が15ヶ所あります。	
(株)三共エクセル	—	群馬県みどり市
(株)ビスティ	—	東京都渋谷区
(株)三共クリエイト	—	東京都渋谷区
インターナショナル・カード・システム(株)	—	東京都渋谷区
(株)ジェイビー	—	東京都渋谷区

8. 企業集団の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
982	△44	42.8	16.8

(注) 従業員数は就業人員であります。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 株式の状況

- (1)発行可能株式総数 144,000,000株
 (2)発行済株式の総数 81,175,506株 (自己株式8,421,994株を除く。)
 (3)当期末株主数 10,539名
 (4)大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社マーフコーポレーション	28,346	34.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,781	4.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,492	4.30
赤石典子	2,506	3.08
毒島章子	2,506	3.08
毒島秀行	2,431	2.99
ステート ストリートバンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	1,559	1.92
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140042	1,100	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	982	1.20
フィールズ株式会社	980	1.20

(注) 1.持株数は千株未満、持株比率は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。
 2.当社は、自己株式8,421,994株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

区分	新株予約権の名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる株式の 種類及び数	行使価額 (1株あたり)	行使期間	保有者数
取締役	株式会社SANKYO 2014年度新株予約権 (2014年7月22日)	622個	普通株式 62,200株	1円	2014年7月23日から 2064年7月22日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2015年度新株予約権 (2015年7月23日)	559個	普通株式 55,900株	1円	2015年7月24日から 2065年7月23日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2016年度新株予約権 (2016年7月21日)	654個	普通株式 65,400株	1円	2016年7月22日から 2066年7月21日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2017年度新株予約権 (2017年7月21日)	654個	普通株式 65,400株	1円	2017年7月22日から 2067年7月21日まで	3名
取締役	株式会社SANKYO 2018年度新株予約権 (2018年7月20日)	512個	普通株式 51,200株	1円	2018年7月21日から 2068年7月20日まで	3名

2. 当事業年度中に当社執行役員及び当社子会社役員に交付した新株予約権の状況

区分	新株予約権の名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる株式の 種類及び数	行使価額 (1株あたり)	行使期間	交付者数
当社 執行役員	株式会社SANKYO 2018年度新株予約権 (2018年7月20日)	179個	普通株式 17,900株	1円	2018年7月21日から 2068年7月20日まで	11名
当社 子会社役員	株式会社SANKYO 2018年度新株予約権 (2018年7月20日)	91個	普通株式 9,100株	1円	2018年7月21日から 2068年7月20日まで	17名

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当
代表取締役会長CEO	毒 島 秀 行	営業本部長 兼 商品本部長
代表取締役社長COO	筒 井 公 久	
取締役副社長執行役員	富 山 一 郎	
取 締 役	木 谷 太 郎	
取 締 役	山 崎 博 行	
常 勤 監 査 役	鶉 川 詔 八	
監 査 役	石 山 俊 明	
監 査 役	真 田 芳 郎	
監 査 役	野 田 典 義	

- (注) 1. 取締役のうち、木谷太郎、山崎博行の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、真田芳郎、野田典義の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役のうち、木谷太郎、山崎博行の両氏及び監査役のうち、真田芳郎、野田典義の両氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
 4. 監査役齋川詔八氏は、長年に亘る当社役員の実験及び当業界における諸事情に精通しており、当社の企業活動の適正性を判断するに相当程度の知見を有するものであります。監査役石山俊明及び野田典義の両氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役真田芳郎氏は司法書士の資格を有しており、法的見地から当社の企業活動の適正性を判断するに相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、コーポレート・ガバナンスの強化及び意思決定の迅速性及び確性の確保を目的とし、執行役員制度を導入しております。
 6. 当期中の組織の変更
 2018年4月1日付をもって、次のとおり組織変更が行われました。
 商品本部内の業務改善を推進するために専属部署として「業務部」を新設し、更にライセンス取得・監修業務を強化することを目的に「IP戦略課」を新設いたしました。

2. 重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容
取 締 役	毒 島 秀 行	(株) 三 共 ク リ エ イ ト	代 表 取 締 役
取 締 役	筒 井 公 久	(株) 三 共 ク リ エ イ ト	取 締 役
取 締 役	富 山 一 郎	(株)ゲームカード・ジョイコホールディングス	社 外 取 締 役
取 締 役	山 崎 博 行	(株) ジ ェ イ ビ ー	取 締 役
		(株) ラ ン ド ビ ジ ネ ス	社 外 取 締 役
		(株) U A C J	社 外 監 査 役
監 査 役	石 山 俊 明	(株) 三 共 ク リ エ イ ト	監 査 役
		インターナショナル・カード・システム(株)	//

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

4. 取締役を兼務しない執行役員（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	役職及び担当
専務執行役員	小 倉 敏 男	知的財産本部長 兼 商品本部副本部長
常務執行役員	高 井 克 昌	製造本部長 兼 三和工場長
常務執行役員	大 島 洋 子	管理本部長
執行役員	東 郷 裕 二	営業本部副本部長 兼 中国・四国ブロック長 兼 広島支店長
執行役員	古 平 博	管理本部 情報システム部長
執行役員	福 田 隆	商品本部
執行役員	堤 順 一	商品本部 商品部長
執行役員	関 根 史 高	商品本部 購買部長
執行役員	鴨 田 久	商品本部 PS開発部長
執行役員	尼 子 勝 紀	営業本部副本部長 兼 販売戦略部長
執行役員	高 橋 博 史	管理本部副本部長 兼 経理部長
執行役員	蒔 田 穂 高	

(注) 1.2019年1月7日付をもって、小倉敏男氏は、商品本部副本部長を兼務することとなりました。
2.2019年4月1日付をもって、執行役員の異動がありました。

氏 名	新役職及び担当	旧役職及び担当
古 平 博	執行役員 管理本部 総務部長	執行役員 管理本部 情報システム部長

5. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	5人 (2人)	601百万円 (5百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4人 (2人)	33百万円 (3百万円)
計	9人	634百万円

(注) 1.報酬限度額は、2006年6月29日開催の定時株主総会において、取締役は年額800百万円以内、監査役は年額50百万円以内と決議されております。
2.ストック・オプションとして付与する新株予約権は、2014年6月27日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内と決議されております。
3.上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
ストック・オプションによる報酬額 取締役 179百万円

6. 社外役員に関する事項

(1)重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役山崎博行氏の兼職先である株式会社ランドビジネス及び株式会社UACJと当社との間には、特別な関係はありません。

(2)当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	木 谷 太 郎	当事業年度開催の全ての取締役会に出席するとともに、弁護士としての豊富な経験と高い専門性を活かして、コーポレート・ガバナンスに貢献している。
取 締 役	山 崎 博 行	就任後開催の全ての取締役会に出席するとともに、会計の専門家としての見識と公正性・透明性の視点をもって、業務執行に対する監督などの役割を適切に果たしている。
監 査 役	真 田 芳 郎	当事業年度開催の全ての取締役会、監査役会に出席するとともに、主に法律の専門家としての豊富な経験と深い見識に基づき適宜提言している。
監 査 役	野 田 典 義	当事業年度開催の全ての取締役会、監査役会に出席するとともに、税理士として企業会計に精通した豊富な経験と深い見識に基づき適宜提言している。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 2018年7月1日付で新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	71百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積もりの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

Ⅵ会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備 についての決議内容の概要

当社取締役会は以下の「内部統制システムの構築・運用に関する基本方針」を決議しております（2006年5月2日初回決議、2015年5月22日改定決議）。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、当社の取締役、執行役員並びに主要役職者で構成する「経営会議」において企業倫理やコンプライアンス全般について統括し、方針・施策の立案を行うものとし、また、当社は複数の独立役員を選任することで、経営の透明性の向上と客観性の確保を図ります。

当社内部監査室（以下、内部監査室）による定期的な内部監査の実施により、当社グループの法令・社内規程の遵守状況を監査します。内部監査室は、監査結果について当社の社長に報告を行い、問題が発見された場合は直ちにコンプライアンス施策の立案あるいは改善支援を行うものとし、加えて、標準化した業務執行の心得を当社グループの全役員・従業員に配布し、コンプライアンスの重要性及び日常における具体的な行動基準の浸透を図るとともに、必要に応じて外部教育機関の研修等を通じて指導・補完を実施します。

当社グループは、反社会的勢力及び団体に毅然と対応し、警察等関係機関と緊密な連携をとり、反社会的行為に関わらないよう、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。

- (2) 取締役及び使用人の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、職務執行に関する情報の管理及び文書等の保存・管理を行うものとし、また、情報の保存・管理状況につきましては、内部監査室による内部監査等により監視・指導を継続するものとし、また、保存された情報につきましては、適時開示に関する情報取扱責任者と連携を取り、必要に応じ速やかに情報開示を行うものとし、

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「経営会議」が事業運営上のリスク全般について統括し、重大な危機発生時の具体的な対応やリスク管理体制についての方針を決定するものとし、また、内部監査室は当社グループに潜在するリスクの抽出とリスク軽減対策の検討を行い、必要に応じて社内規程の改正等により対応の定着化を図るものとし、また、通常業務におけるリスク管理については、当社グループの各部門が社内規程に基づきそれぞれ管理を行い、その遵守状況については内部監査室の内部監査を通じて監視・統括するものとし、

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社及び当社グループ各社は、経営上の重要な意思決定や取締役の業務執行に関する監督を行うため

定時取締役会に加え、迅速な意思決定のために必要に応じて臨時取締役会を開催するものとします。

当社は執行役員制度を導入し、取締役会の経営意思決定機能及び監督機能の強化を図ります。また、取締役会決議事項の事前の詳細審議や経営戦略事項等について迅速かつ的確に意思決定を行うため、「経営会議」を毎月定期的に開催するものとします。さらに、当社グループの機動的な業務推進を行うため、新商品の開発に関して協議する「商品会議」や販売方針を決定する「販売戦略会議」等、目的別に複数の会議体を設置し、職務分掌に基づいた取締役の職務執行に関する責務・役割を明確にするものとします。

(5) 当社企業集団が業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社は、当社経理部に対し毎月定期的に経営状況等を報告するものとします。グループ各社における業務の公正性・効率性並びにコンプライアンス遵守状況等については、内部監査室の内部監査を通じて監視する体制とします。加えてコンプライアンスの周知徹底については、業務執行の心得の配布・掲示を通じて日常的な指導はもとより、必要に応じて当社の研修に参加できる体制とします。なお、グループ各社の経営については、自主性を尊重しつつ、重要案件については当社の「経営会議」で報告を受け、事前に協議を行うものとします。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループ主要各社は、金融商品取引

法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため「内部統制基本方針書」を制定し、同方針書に基づき、財務報告に係る内部統制を全社的なレベル及び業務プロセスのレベルにおいて実施する体制を整備し、運用するものとします。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役職務を補助する目的のもと監査役会事務局を設置し、必要に応じて専任又は他部署との兼務にて使用人をスタッフとして配置できることとし、その人事については、取締役と監査役で事前に協議した上で決定するものとします。

(8) 監査役職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会事務局に専任スタッフを設置する場合には、当該スタッフは監査役の指揮命令下に置くものとします。加えて、当該スタッフが他の業務を兼務すること、及びその人事考課、人事異動に関しては、監査役の同意を得た上で決定するものとします。

(9) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制及びその他監査役への報告に関する体制、並びに報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会は、必要に応じて当社グループの取締役

及び使用人等に報告・説明を求め、取締役の職務執行状況やコンプライアンス遵守状況を十分に監視できる体制とします。

また、監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会等の重要会議に出席し当社グループの重要な情報について報告を受けるとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、取締役等に報告・説明を求めることができるものとします。

当社グループの取締役及び使用人等は、法令等に従い、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、担当部署等もしくは当社の監査役へ報告するものとします。

なお、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを一切行わないものとし、その徹底を図ります。

- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に関して生じる費用については、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、会社が負担します。また、監査役が当該費用の前払いを求める場合にはこれに応じます。

- (11) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

内部監査室は定期的に監査役会に対して内部監査の実施状況について報告し、意見交換を行うものとします。

また、監査役は必要に応じて弁護士その他の専門家に対し、監査業務に関する助言等を求めることができるものとします。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は下記のとおりであります。

- (1) コンプライアンス、リスク管理体制

当社は、毎月開催している「経営会議」において、コンプライアンスに関する課題、各部門から報告されたリスク情報に関する対策などについて、迅速かつ確かな意思決定及び執行指示を行っております。

コンプライアンス体制の基礎として業務執行の心得を標語化し、当社グループの全役員・従業員に周知徹底させております。具体的には、文書の配付、社内への掲示、社内イントラネット上での公開とともに各部門の実状に即した運用を行うことで日常における行動基準として浸透を図っております。また、経営企画部法務チームが部門ごとの課題解決に即した勉強会を適宜開催し、コンプライアンスの重要性を啓蒙しております。

このほか、反社会的行為に関わらないよう、取引

先との契約書等に反社会的勢力の排除に関する項目を盛り込むとともに、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会へ加入し、研修等への参加により得た情報を社内で共有化しております。

(2) 取締役の職務執行

取締役会は社外取締役2名を含む5名で構成され、当事業年度におきましては定期開催5回を含む計15回開催し、経営上の重要な意思決定や取締役の業務執行に関する監督を適切に行っております。また、取締役会の議案や報告事項について十分に検討できるよう、事務局が各取締役へ資料の事前配布や説明を実施しております。

このほか、社外取締役の経営監督機能を十分に発揮させるため、社外取締役と社外監査役をメンバーとした会合を定期的で開催し、情報交換・認識共有を行っております。

(3) 監査役の職務執行

監査役会は社外監査役2名を含む4名で構成され、当事業年度におきましては5回開催し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しております。また、監査役会は監査役全員の取締役会への出席を原則とするとともに、会計監査人及び内部監査室と意見交換・情報共有を行っております。

このほか、監査役は社長との様々なコミュニケーションを通じて、事業環境及び経営上の課題などを把握し、監査の実効性を高めております。

(4) 内部監査の実施

内部監査室は法令及び規程等の遵守、業務プロセスの適正性の確保に重点を置いた内部監査計画書を期初に策定し、当社及び当社グループ各社を対象に同計画書に基づいた監査を実施しております。監査を通じて潜在するリスクの抽出を行うとともに、被監査部門に問題があれば改善を促し、その結果及び改善状況を会長、社長及び監査役会に報告しております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆さまへの利益の還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置付けております。配当政策につきましては、連結の親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向25%を目安とした利益配分指針とし、配当の継続的な増加を目指してまいります。

上記配当方針に加え、安定配当の観点から、当期の配当につきましては、1株につき150円（うち中間配当75円、連結の配当性向は91.0%）を予定しております。

なお、内部留保金につきましては、商品開発・設備投資・販売の強化等に有効に活用し、業績の一層の向上に努めるとともに、自己株式の取得につきましては、資本効率の向上を勘案した上で判断してまいります。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流動資産	332,115
現金及び預金	104,847
受取手形及び売掛金	30,627
有価証券	184,999
商品及び製品	75
仕掛品	118
原材料及び貯蔵品	2,682
有償支給未収入金	5,867
その他	2,899
貸倒引当金	△ 2
固定資産	67,470
有形固定資産	40,440
建物及び構築物	11,915
機械装置及び運搬具	684
工具、器具及び備品	3,466
土地	22,515
リース資産	7
その他	1,850
無形固定資産	225
のれん	45
ソフトウェア	140
その他	39
投資その他の資産	26,803
投資有価証券	19,233
長期貸付金	131
繰延税金資産	7,366
その他	473
貸倒引当金	△ 20
投資損失引当金	△ 379
資産合計	399,585

負 債 の 部	
科 目	金 額
流動負債	33,763
支払手形及び買掛金	11,246
電子記録債務	10,042
リース債務	3
未払法人税等	4,372
賞与引当金	791
その他	7,308
固定負債	28,444
新株予約権付社債	20,026
リース債務	4
退職給付に係る負債	4,799
資産除去債務	62
その他	3,551
負債合計	62,208
純 資 産 の 部	
株主資本	330,512
資本金	14,840
資本剰余金	23,750
利益剰余金	330,707
自己株式	△ 38,785
その他の包括利益累計額	5,533
其他有価証券評価差額金	5,460
退職給付に係る調整累計額	73
新株予約権	1,331
純資産合計	337,377
負債純資産合計	399,585

連結損益計算書 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		88,558
売上原価		38,771
売上総利益		49,786
販売費及び一般管理費		28,500
営業利益		21,286
営業外収益		1,020
営業外費用		5
経常利益		22,300
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産廃棄損	18	
投資有価証券評価損	3,631	
ゴルフ会員権評価損	1	
減損損失	310	3,961
税金等調整前当期純利益		18,340
法人税、住民税及び事業税	4,988	
法人税等調整額	△ 32	4,956
当期純利益		13,384
親会社株主に帰属する当期純利益		13,384

連結株主資本等変動計算書 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

Good luck. Good life.
SANKYO

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,840	23,750	329,499	△38,782	329,306
当期変動額					
剰余金の配当			△12,176		△12,176
親会社株主に帰属する 当期純利益			13,384		13,384
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	1,208	△2	1,205
当期末残高	14,840	23,750	330,707	△38,785	330,512

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	6,952	△73	6,878	1,057	337,242
当期変動額					
剰余金の配当					△12,176
親会社株主に帰属する 当期純利益					13,384
自己株式の取得					△2
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1,491	146	△1,344	274	△1,070
当期変動額合計	△1,491	146	△1,344	274	134
当期末残高	5,460	73	5,533	1,331	337,377

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	308,123	流動負債	33,109
現金及び預金	78,912	買掛金	10,190
受取手形	10,918	電子記録債務	12,931
売掛金	21,740	未払金	4,279
有価証券	179,999	未払費用	196
商品及び製品	29	未払法人税等	3,641
仕掛品	4,949	前受金	3
原材料及び貯蔵品	2,503	預り金	176
前渡金	0	前受収益	208
前払費用	1,705	賞与引当金	670
有償支給未収入金	7,166	株主優待引当金	95
その他	202	その他	716
貸倒引当金	△ 4	固定負債	27,772
固定資産	78,541	新株予約権付社債	20,026
有形固定資産	3,855	退職給付引当金	4,570
建物	168	資産除去債務	62
構築物	3	長期預り保証金	684
機械及び装置	471	その他	2,428
運搬具	34	負債合計	60,882
工具、器具及び備品	3,178	純 資 産 の 部	
無形固定資産	143	株主資本	318,990
ソフトウェア	110	資本金	14,840
電話加入権	33	資本剰余金	23,750
投資その他の資産	74,542	資本準備金	23,750
投資有価証券	17,671	利益剰余金	319,186
関係会社株式	51,745	利益準備金	2,555
出資金	6	その他利益剰余金	316,630
破産更生債権等	20	別途積立金	281,501
長期前払費用	84	繰越利益剰余金	35,128
繰延税金資産	3,601	自己株式	△ 38,785
その他	1,813	評価・換算差額等	5,460
貸倒引当金	△ 20	その他有価証券評価差額金	5,460
投資損失引当金	△ 379	新株予約権	1,331
資産合計	386,664	純資産合計	325,782
		負債純資産合計	386,664

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		80,724
売上原価		38,974
売上総利益		41,749
販売費及び一般管理費		21,270
営業利益		20,479
営業外収益		2,562
営業外費用		5
経常利益		23,036
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産廃棄損	16	
投資有価証券評価損	3,631	
ゴルフ会員権評価損	1	3,648
税引前当期純利益		19,388
法人税、住民税及び事業税	4,110	
法人税等調整額	618	4,728
当期純利益		14,660

株主資本等変動計算書 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰越利益剰余金	
					別途積立金		
当期首残高	14,840	23,750	23,750	2,555	281,501	32,644	316,702
当期変動額							
剰余金の配当						△12,176	△12,176
当期純利益						14,660	14,660
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	2,483	2,483
当期末残高	14,840	23,750	23,750	2,555	281,501	35,128	319,186

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△38,782	316,509	6,952	6,952	1,057	324,519
当期変動額						
剰余金の配当		△12,176				△12,176
当期純利益		14,660				14,660
自己株式の取得	△2	△2				△2
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△1,491	△1,491	274	△1,217
当期変動額合計	△2	2,481	△1,491	△1,491	274	1,263
当期末残高	△38,785	318,990	5,460	5,460	1,331	325,782

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社三共)
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木一宏 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 池内基明 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SANKYOの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SANKYO及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社三共)
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木一宏 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池内基明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SANKYOの2018年4月1日から2019年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

2019年5月17日

株式会社 SANKYO
 (登記社名 株式会社三共)
 代表取締役
 社 長 筒井公久 殿

株式会社 SANKYO 監査役会
 (登記社名 株式会社三共)
 常勤監査役 鶴川 詔八 ㊟
 監 査 役 石山 俊明 ㊟
 監 査 役 真田 芳郎 ㊟
 監 査 役 野田 典義 ㊟

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び

使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

(注) 監査役真田芳郎及び監査役野田典義は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メモ

メモ

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会 3月31日 期末配当 3月31日 中間配当 9月30日 その他必要があるときはあらかじめ公告して定めた日
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
(ホームページURL)	https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html
単元株式数	100株
公告方法	電子公告の方法により行います。 公告掲載URL https://www.sankyo-fever.co.jp/koukoku.html なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うものとします。
上場証券取引所	東京証券取引所 市場第1部

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

「配当金計算書」について

配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主さまにつきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。なお、配当金領収証にて配当金をお受取りの株主さまにつきましても、配当金のお支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただいております。確定申告をなされる株主さまは大切に保管ください。

株主総会会場 ご案内図

ウェスティンホテル東京 地下2階 スタールーム

東京都目黒区三田一丁目4番1号
(恵比寿ガーデンプレイス内)
TEL. (03) 5423-7000

交通機関のご案内

JR「恵比寿駅」東口改札(3階)

より徒歩約10分

雨天の場合、恵比寿スカイウォーク
(.....)及び恵比寿ガーデンプレイス地下
1階プロムナード(.....)を経由して
いただきますと、傘などを使用せずに
ご来場いただけます。

※JR「恵比寿駅」西口改札(1階)からは東口
改札へお回りいただくか、恵比寿スカイ
ウォーク側の公道をご利用ください。

東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」 JR恵比寿駅方面改札

より徒歩約13分

※上記JR「恵比寿駅」東口改札(3階)へお
回りいただくか、恵比寿スカイウォーク
側の公道をご利用ください。

※お車でのご来場は、当日、道路渋滞の可
能性がありますので、なるべくご遠慮願
います。

※受付開始は午前9時を予定しております。

**株主総会にご出席の株主さまへのお土産は
取りやめとさせていただきます。何卒
ご理解賜りますようお願い申し上げます。**



株式会社 SANKYO

本社：東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号
TEL. (03) 5778-7777 (代表)
<https://www.sankyo-fever.co.jp/>



この冊子は環境保全のため、
植物油インクで印刷しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。